

不登校児童生徒への 支援について



【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを旨とする必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を目指すもの**であり、かつ、**不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合**、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

民間施設についてのガイドライン（試案）

本ガイドラインは、**不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、教育委員会として留意すべき点を目安として示したものである**であり、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが必要。

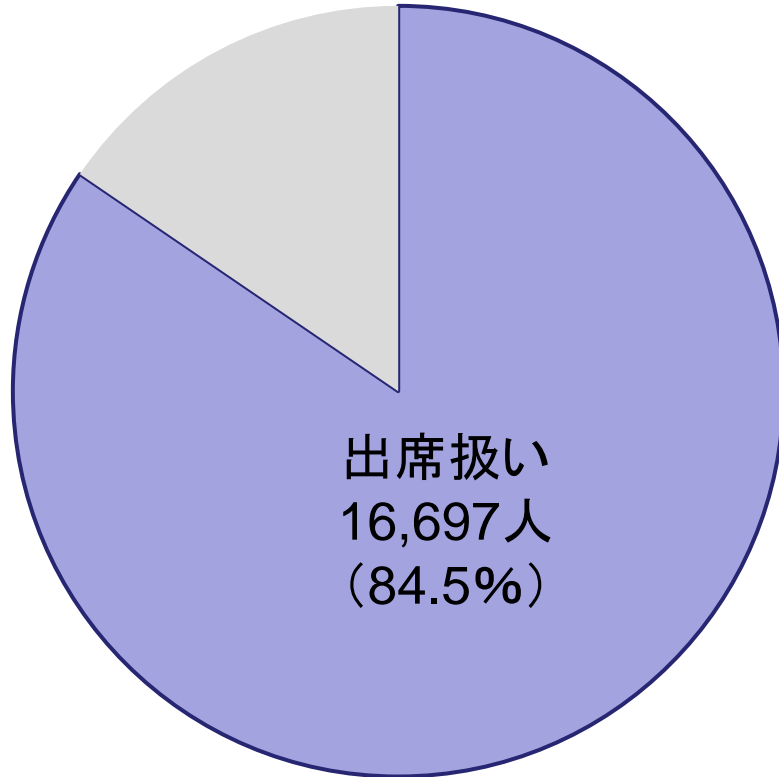
【掲載事項】

- 1 実施主体について
- 2 事業運営の在り方と透明性の確保について
- 3 相談・指導の在り方について
- 4 相談・指導スタッフについて
- 5 施設、設備について
- 6 学校、教育委員会と施設との関係について
- 7 家庭との関係について

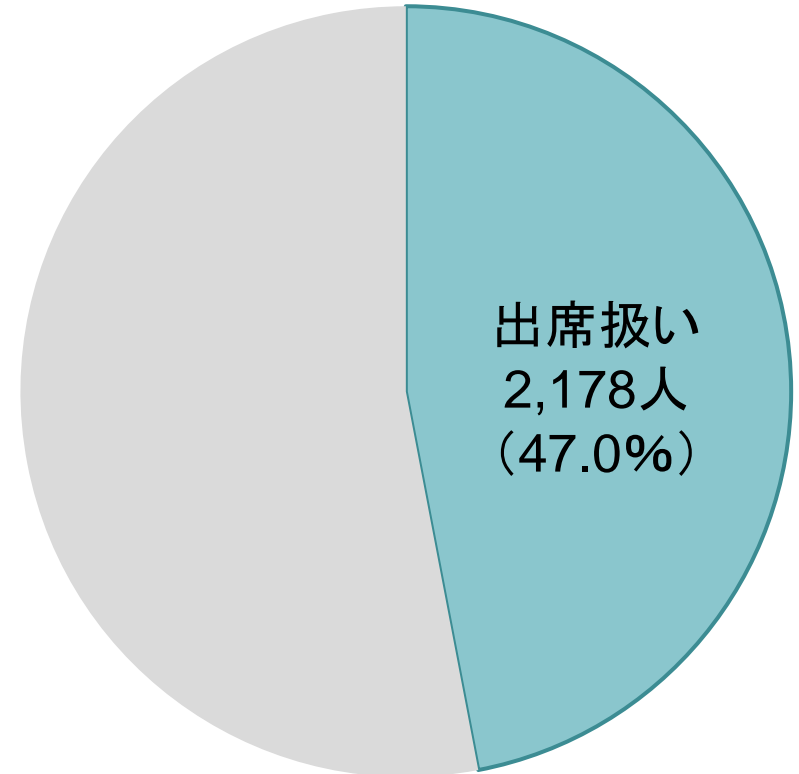


学校外の機関等における相談・指導等の状況について

教育支援センターで相談・指導等を受けた
小・中学校の不登校児童生徒（19,754人）



民間団体、民間施設で相談・指導等を受けた
小・中学校の不登校児童生徒（4,635人）



(出典)文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(平成30年度)

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成(特例校)について

特区「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定(平成16年12月10日)に基づき、平成17年学校教育法施行規則の改正により全国化した。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

具体的な仕組の概要

- 相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合。

※学校教育法施行規則

第56条(小学校)、第79条(中学校)、第86条(高等学校)、第108条(中等教育学校)

- 特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

(参考) 令和2年1月現在、指定を受けている学校は全国で13校

- ・八王子市立高尾山学園小学部・中学部(平成16年4月開校)
- ・学科指導教室「ASU」※小・中学校(平成16年4月開校)
- ・鹿児島城西高等学校 普通科(ドリームコース)(平成18年4月開校)
- ・京都市立洛友中学校(平成19年4月開校)
- ・星槎名古屋中学校(平成24年4月開校)
- ・西濃学園中学校(平成29年4月開校)
- ・東京シューレ江戸川小学校(令和2年4月開校予定)

- ・京都市立洛風中学校(平成16年10月開校)
- ・星槎中学校(平成17年4月開校)
- ・東京シューレ葛飾中学校(平成19年4月開校)
- ・日本放送協会学園高等学校(平成20年4月開校)
- ・星槎もみじ中学校(平成26年4月開校)
- ・調布市立第七中学校はしうち教室(平成30年4月開校)

小・中学校に係る設置基準について

○ 学校設置基準は、学校を設置するのに必要な最低の基準を示したもの。なお、私立の小・中学校については、学校設置基準を踏まえ、各都道府県において設置認可基準が定められている。

◆小学校設置基準(平成十四年文部科学省令第十四号)抜粋

(趣旨)

第一条 小学校は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 小学校の設置者は、小学校の編制、施設、設備等がこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、これらの水準の向上を図ることに努めなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 略

別表(第八条関係)

イ 略

ロ 運動場の面積

| 児童数 | 面積(平方メートル) |
|--------------|---------------------------------------|
| 一人以上二四〇人以下 | 2400 |
| 二四一人以上七二〇人以下 | $2400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$ |
| 七二一人以上 | 7200 |

※中学校においても同様の設置基準が存在

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和2年度予算額(案) 166百万円
(令和2年度新規)



- 【背景】
- 不登校児童生徒数は6年連続増加(平成30年度の小・中学校における不登校児童生徒数:約16万5千人)
 - 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

I 不登校児童生徒に対する支援体制の整備推進 (148百万円)

【補助事業者: 都道府県・指定都市(補助率: 1/3)・新規】

■ 不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備

不登校に係る相談窓口を教育支援センターに整備するとともに、**教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、フリースクール等の民間団体等の連携による不登校児童生徒の支援体制の整備**

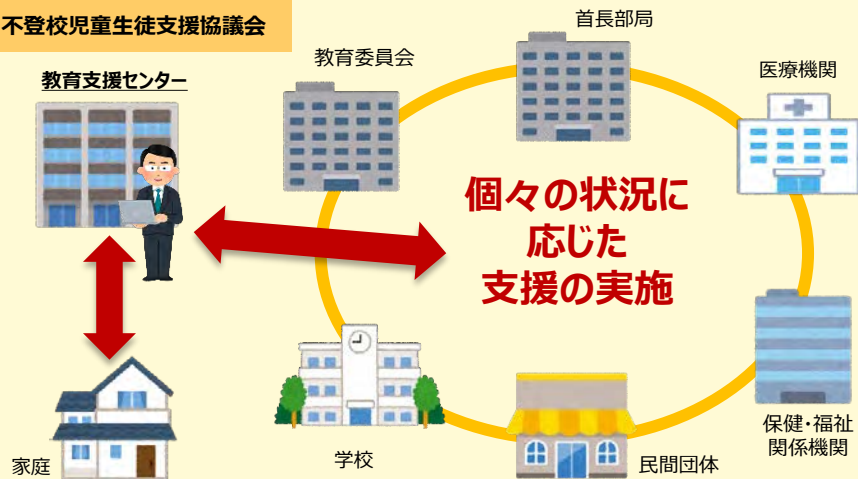
- ・関係者間の情報共有を図るため、**不登校児童生徒支援協議会等を設置**
- ・関係機関との連携を支援する**コーディネーター等の配置**

■ 学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進

自治体が行う不登校児童生徒に対する支援の推進

- ・**フリースクール等の民間団体と連携した保護者学習会や研修等の実施**
- ・教育支援センターにおける**相談・支援体制の強化**

不登校児童生徒支援協議会



II 不登校児童生徒の実態把握等に関する調査研究 (17百万円)

【委託事業・新規】

■ 不登校に関する実態調査

不登校児童生徒数は6年連続増加しているところ、**その要因は複雑化・多様化**しており、不登校の未然防止や不登校児童生徒への必要な支援の在り方等を検討する上で、その**実態を詳細に把握することが不可欠**である。
(主な調査項目)

- ・不登校になった要因、支援に関するニーズ等



■ 経済的支援の在り方に関する実証研究

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 (関連施策)

■ スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業
令和2年度予算額(案) 6,671百万円

1. 事業内容
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県・指定都市 (SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助)
3. 補助率 1/3

サポートスタッフの配置 (関連施策)

■ 学力向上を目的とした学校教育活動支援
令和2年度予算額(案) 3,137百万円の内数

1. 事業内容
いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多彩な人材がサポートスタッフとして学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県・指定都市 (市区町村は間接補助)
3. 補助率 1/3

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援 (関連施策)

■ 教育改革推進特別経費(教育の質の向上を図る学校支援経費)
令和2年度予算額(案) 2,050百万円の内数

1. 事業内容
私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、ICT専門員等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県
3. 補助率 1/2



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から6年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和2年度予算額（案）：4,866百万円(前年度予算額：4,738百万円)

補助制度

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市



求められる能力・資格

- ✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者（公認心理師、臨床心理士等）
⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則）

基盤となる配置

- ✓ **全公立小中学校**に対する配置（27,500校）

いじめ 不登校

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**500校**（新規）
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**

虐待 貧困

- **虐待対策**のための重点配置：**1,000校**（新規）
- **貧困対策**のための重点配置：**1,400校**

質の向上

- **スーパーバイザー**の配置：**67人**（新規）

重点配置等

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和2年度予算額（案）：1,806百万円(前年度予算額：1,722百万円)

- ✓ 補助率：1 / 3
- ✓ 補助対象：都道府県・政令市・中核市



- ✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者（社会福祉士、精神保健福祉士等）
⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則）

- ✓ **全中学校区**に対する配置（10,000中学校区）

- **いじめ・不登校対策**のための重点配置：**500校**（新規）
※不登校特例校や夜間中学への配置を含む
- **教育支援センター**の機能強化：**250箇所**（新規）

- **虐待対策**のための重点配置：**1,000校**（新規）
- **貧困対策**のための重点配置：**1,400校**

- **スーパーバイザー**の配置：**67人**（←47人）